



愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会 イクイップメントプロバイダーガイドライン

Ver.01
2025/02/10

IMAGINE ONE HEART
こころを、ひとつに。

目次

1. はじめに	2
2. 対象となる競技用備品	3
3. EPの権利	4
3.1 競技用備品へのロゴ掲出	4
3.2 競技会場での企業名掲出	4
3.3 愛知・名古屋2026へ競技用備品を提供した事実を述べること	4
3.4 愛知・名古屋2026公式ウェブサイトへ企業名を掲載	4
3.5 観戦チケットの提供	5
3.6 観戦チケットの優先購入権	5
4. 応募及び決定プロセス	6
4.1 意向表明	6
4.2 条件の提示及び見積書の提出	6
4.3 契約締結	6
5. マーケティング及びプロモーションに関するルール	7
5.1 顧客リスト、年次報告書	7
5.2 製品カタログ、企業パンフレット、ウェブサイト	7
5.3 メディアからの問い合わせ	7
5.4 留意事項	8
6. お問い合わせ先	9
7. ガイドラインの改定	10

1. はじめに

アジア最大のスポーツの祭典である愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会(以下、「愛知・名古屋2026」)が2026年に愛知・名古屋で開催されます。

本ガイドラインは、イクイップメントプロバイダー制度(以下、「EP制度」)に参画していただく企業の皆様に向けて、制度の概要や権利、マーケティング及びプロモーションに関するルールを説明するものです。

イクイップメントプロバイダー(以下、「EP」)とは、愛知・名古屋2026に必要な競技用備品(サービス提供等も含む。以下同じ。)を提供(貸与等も含む。以下同じ。)していただく企業を指します。EPはスポンサーではありませんが、大会に商品やサービスを提供する他のサプライヤーとは異なり、特別な権利が付与されています。

愛知・名古屋2026の成功、そして大会後のレガシーを見据え、ともに歩んでいただける企業を募集します。

2. 対象となる競技用備品

EP制度は、すべての競技用備品ではなく、国際競技連盟(以下、「IF」)又はアジア競技連盟(以下、「AF」)から公認又は指定された競技用備品及びサービスに限定して適用されます。

なお、原則として、競技用備品ごとにEPを決定します。

3. EPの権利

EPには、以下の権利が付与されます。

3.1 競技用備品へのロゴ掲出

- ・提供した競技用備品にEPのロゴを掲出することができます。
- ・ロゴの大きさは競技用備品の表面積の10%以下(最大60cm²)とし、1つの用具につき1箇所(複数の備品で構成される用具の場合は1箇所のみ)に掲出することができます。
- ・既製品に上記のサイズを超えるロゴがある場合は、マスキング又は上記サイズ内のステッカー等を貼付します。ただし、マスキングが競技に影響を及ぼす場合には、対象外となる場合があります。

3.2 競技会場での企業名掲出

- ・競技用備品を提供した競技の会場内の競技実施エリア外の2か所(例:PSA(競技関係者専用エリア)、ウォームアップエリア、アスリートラウンジ等)に設置するEPを紹介するボードへ企業名と提供された競技用備品を掲載することができます。

3.3 愛知・名古屋2026へ競技用備品を提供した事実を述べること

- ・顧客リスト、イベントリスト、決算報告書、企業のパンフレット、ウェブサイト、製品カタログ等に、愛知・名古屋2026への競技用備品の提供実績を記載することができます。
- ・詳細なルールについては、「5.マーケティング及びプロモーションに関するルール」を参照してください。

3.4 愛知・名古屋2026公式ウェブサイトへ企業名を掲載

- ・愛知・名古屋2026公式ウェブサイトへ企業名及び提供した競技用備品の情報を掲載することができます。

3.5 観戦チケットの提供

提供した競技の観戦チケットを、以下の条件で受け取ることができます。

- ・1つの競技に提供した場合
 - 提供した競技で最大10枚
 - 瑞穂陸上競技場又は愛知国際アリーナの実施競技で合計最大10枚
- ・複数競技に提供した場合
 - 提供した競技でそれぞれ最大10枚
 - 瑞穂陸上競技場又は愛知国際アリーナの実施競技で合計最大10枚

3.6 観戦チケットの優先購入権

- ・競技用備品を提供した競技の観戦チケットを優先して購入することができます。
- ・購入できるチケットの枚数には限りがあります。
- ・競技によっては希望に添えない場合があります。

4. 応募及び決定プロセス

4.1 意向表明

EP制度へ参画する意向がある企業は、「意向表明書」を提出してください。

4.2 条件の提示及び見積書の提出

- ・愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会(以下、「AINAGOC」)が、意向表明書を提出した企業へ個別に条件(仕様)を提示します。
- ・意向表明書を提出した企業は、提供する競技用備品が、IF又はAFによって公認又は指定されていることを確認できる証明書等を提出してください。
- ・意向表明書を提出した企業には、AINAGOCが提示する条件(仕様)に対する見積書を提出していただきます。
- ・意向表明書を提出した企業が複数の場合、AINAGOCは、見積書に記載された金額が最も有利な企業をEPに決定します。
- ・決定となるべき同価の見積書を提出した企業が2者以上あるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、EPを決定します。
- ・見積書に記載された金額がAINAGOCで適正な価格でないと判断された場合は、契約を行わない場合があります。

4.3 契約締結

決定された企業には通知のうえ、提供条件を定めた正式な契約を締結します。

5. マーケティング及びプロモーションに関するルール

本章では、EPとしての活動が適切かつ公平に行われるよう、マーケティング及びプロモーションに関するルールを定めています。

5.1 顧客リスト、年次報告書

- ・顧客リストや年次報告書にAINAGOCを含めることができます。
- ・ただし、AINAGOCを他の顧客と同等に扱い、特別に強調することは避けてください。
- ・顧客リストは、通常の企業資料やウェブサイトの適切なページなど、標準的に掲載すべき場所に限定して掲載し、広告、ホームページ、積極的なマーケティング資料、展示パネルなどには含めないこととします。

5.2 製品カタログ、企業パンフレット、ウェブサイト

- ・愛知・名古屋2026へ提供した製品に関する事実を簡潔に記載することができます。
例1:「愛知・名古屋2026大会(もしくはAichi-Nagoya 2026)の成功に向けて、〇〇〇〇社は▲▲▲▲種目に当社製品□□□□を提供しています。
- 例2:「〇〇〇〇社は当社製品□□□□を愛知・名古屋2026大会(もしくはAichi-Nagoya 2026)の▲▲▲▲種目に提供し、大会運営をサポートしています。
- ・記載内容は 事実に基づくものでなければならず、当該製品と他製品を連動した展開や上記文案以外での過度な宣伝や誇張・PRは避ける必要があります。

5.3 メディアからの問い合わせ

- ・自社が「EP」であることを公に伝える場合を除き、大会関連の業務に関する質問に応じたり、コメントを提供したりすることはできません。
- ・自主的にメディアの関心を引きつけようとする行為や、大会関連の報道活動を開始することはできません。

5.4 留意事項

以下の活動は認められません。違反が確認された場合、EPの決定が取り消されることがあります。

○広告およびPR活動

・愛知・名古屋2026への提供実績を利用した広告、マーケティング、PRキャンペーン、プレスリリースの発行は禁止されています。

○第三者イベントでの発言

・第三者イベントにおいて、愛知・名古屋2026に関連した発言をすることは禁止されています。特に、EPとしての役割について公に発言することは認められません。

○ウェブサイト

・EPのウェブサイトやSNSで愛知・名古屋2026に関連した内容を宣伝することは禁止されています。
・愛知・名古屋2026専用のページや、愛知・名古屋2026に特化したウェブサイトの作成、URLに愛知・名古屋2026の名前や関連するキーワードを使用することは禁止されています。
・ただし、セクション5.2で記載されている条件に従った記載は例外的に許可されます。

○名刺やレターヘッド、メールのヘッダー

・名刺やレターヘッド、メールのヘッダー・フッターにおいて、愛知・名古屋2026に関連する製品供給の事実を言及することを禁止されています。
・自社の事業名や部署名で大会に関連する言及を行うことも禁止されています。

○ロゴおよび知的財産の使用

・愛知・名古屋2026のロゴ、エンブレム、マスコット、その他の知的財産を使用することは禁止されています。
・さらに、競技や大会を暗示するようなデザインや表現を含む宣伝活動も認められません。
・大会や競技に関連する知的財産を不適切に使用した場合、法的措置が取られる可能性があります。

6. お問い合わせ先

ご質問はこちら

公益財団法人 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

Email: ainagoc-kyougi@aichi-nagoya2026.org

7. ガイドラインの改定

これらのガイドラインは、必要に応じて改定されることがあります。改定が行われた場合、改定後のガイドラインが速やかに反映され、関係者に通知されます。